

目 次

研究テーマ「共生社会の実現を目指して～柔軟な心を育む～」

はじめに一人間は一人では幸せになれない―	3
1 前期の調査研究で確認したこと	4
2 共生社会を実現するために、なぜ、「柔軟な心」を育む必要があるのか	4
(1) 「共生社会の実現」に立ちはだかる障壁	4
(2) 共生社会を実現するための方向性－「多様性の尊重」	6
(3) 共生社会を実現するための「柔軟な心」の育成	6
I 変化する社会に対応する学校教育の在り方	
1 これからの幼稚園・学校に求められていること	8
2 子供たち一人一人の豊かな学びの実現に向けた課題	8
3 多様な他者と協働しながら学ぶ「協働的な学び」の充実	9
4 多様な他者と協働していくために重要となる「柔軟な心」の育成	9
II 幼児期から育む柔軟な心	
1 はじめに―今、幼児教育界に求められていること	10
2 今、幼児教育界が抱えている課題	10
3 柔軟な心を育む工夫～事例を通して考える	10
4 管理職の役割―5つの提言―	13
5 おわりに	14
III 小学校における「柔軟な心」を育む実践	
1 子供たちが活躍する時代に求められる資質・能力	15
2 特別活動と学級活動	15
3 実践事例	16
4 実践事例の分析	19
5 考察	20
6 学校管理職への期待	20
IV 共生社会の担い手を育成する中学校教育の充実に向けて	
1 「共生社会」の実現に向けた中学校の課題と方向性	21
2 「共生社会」の実現に向けた具体的な方策	21
(1) 学校教育目標の具現化を目指すカリキュラム・マネジメント	22
(2) 社会との接点を位置付けた3年間の「総合的な学習の時間」	22

(3) 生徒の主体性を育む「特別活動」の取組	24
3 管理職のビジョン策定と今後への期待	25
V 共生社会の実現を目指して	
～変化する社会に対応する学校教育の在り方と「総合的な探究の時間」の活用～	
1 はじめに	27
2 「主体的・対話的で深い学び」の実践が期待される背景	27
3 「総合的な探究の時間」設置の背景	28
4 「総合的な探究の時間」の実践	28
5 探究学習「総合的な探究の時間」における生徒の評価方法	29
6 自ら考え主体的に行動し責任をもって社会変革を実現する力の育成	31
7 「クリティカルシンキング」のすすめ	31
8 提言	32
VI 共生社会の実現を目指して ～特別支援教育の理念と実践から～	
1 日本のインクルーシブ教育システム	33
2 特別支援教育の理念と実践	34
3 「合理的配慮」とは	35
4 「通級による指導」	36
5 通常の学級における合理的配慮の検討	37
VII 共生社会の実現に向けて～柔軟な心を育むには～ 地域・保護者の立場から	
1 保護者の置かれている状況	39
2 大人に求められること	39
3 学校・園での実践	40
4 管理職に期待すること	41
5 これから	42
終わりに	44
資料	
調査研究委員会について	45
委員名簿	45

研究テーマ「共生社会の実現を目指して～柔軟な心を育む～」

はじめに—人間は一人では幸せになれない

令和2年1月に日本で初めての新型コロナウイルス感染症患者が発見されて以来、私たちは、人類がこれまでに経験したことのない時代を生きている。科学の力により、新型コロナウイルスも徐々にその素顔が解明されつつあり、当初の得体の知れないものに対する恐怖心は解消されつつある。しかし、これまでの6回に及ぶ感染爆発による心理的な影響は大きく、個人差はあるものの、計り知れないダメージを与えられていることは誰もが実感しているところである。

それまで当たり前と思い、過ごしてきた「日常」は最早失われ、「不要不急」の言葉に代表される、心が萎縮し内に閉じこもらざるを得ず、閉塞感に苛(さいな)まれる生活を余儀なくされている。しかし、この2年間は、これまでの自分の人生を振り返り、客観的に謙虚に見つめ直す貴重な時間を提供してくれたことも事実である。一端立ち止まり、「人間とは何か」、「人間の生き方とは如何にあるべきか」という人間の深淵に迫る問いに始まり、「私は何者か」、「私は人間としてどうあらねばならないか」等々と、これまでの人生を振り返り、総括し、変化を予測することが不能な時代・社会を、一人の人間としてどう生きるべきかという切実な問いに至るまで、これまで意識してこなかった「哲学的思索」を積み重ねる時間に恵まれた期間でもあったことに気付く。

この「哲学的思索」は、青春時代にこそ鍛えられるべき能力である。フランスの高等学校の哲学の時間に使われる教科書『哲学講義』（ポール・フルキエ著、中村雄二郎・福居純訳ちくま学芸文庫刊）を読んでもみると、歴史の流れに沿って、人間の在り方・生き方の考察に大きな足跡を残した哲学の偉人の著作を中心に、現代人として真摯に受け止め、人間理解を深める思索を促す骨太な内容となっている。自分自身の多感であった中・高校時代を思い出し、改めて「哲学的思索」の重要さに気付かされる教科書である。時代の流れの速さや社会の騒々しさに心を失いかけていた危うい自分を見つめることができた。そして、今強く感じていることは、「人間は一人では幸せになれない」という真理である。コロナ禍の自粛生活のお陰で、昨年夏に行われた東京オリンピック・パラリンピック、今年の冬に行われた北京オリンピック・パラリンピックをじっくりテレビ観戦することができた。そして、インタビューに答える日本をはじめ世界各国の選手たちの、大会に参加できた喜びとともに、自分をこの舞台に立たせてくれた多くの人々の存在とその人々に対する感謝の言葉を口にする光景を至るところで見ることができた。彼らの言葉を聞いているうちに、各国を代表する超一流のアスリートたちですら「一人では生きられない」ことを知り、改めて「人間は一人では幸せになれない」ということを実感した。スポーツ界最大のイベントであるオリンピック・パラリンピックも、共生社会の果実であり、その恩恵を最も強く受けているイベントなのであることを知った。オリンピック・パラリンピックの感動が強ければ強いほど、私たちは共生社会の質的向上を図る責務を強く感じるのである。そして、共生社会の質的向上は教育に懸かっている。特に、人間発達にとって最も重要な幼児期から青年期の教育を預かる学校教育の質的向上と、教育を司る教員の資質能力の向上は時代・社会を超えた重要課題である。

1 前期の調査研究で確認したこと

本調査研究委員会は、平成30年3月に「日本教育会調査研究資料-29『共生社会の実現を目指して～多様性の尊重～』」を各方面に提供した。本調査研究は、この先行研究の提言を踏まえ、共生社会の実現のための学校教育等の在り方について研究を更に深めることとした。

まず、先行研究で提言された次のようなことを本研究のベースとすることとした。

○ 新しい次代に求められる学校教育＝共生社会の実現を目指す学校教育

日本は、平成19年に、それまでの「特殊教育」を改め「特別支援教育」をスタートさせた。このことは、その前年平成18年に国際連合総会で採択され、日本がその翌年に批准した「障害者の権利に関する条約」に示された、国際社会の共通理念となる「共生社会」を学校教育の目指すべき社会のあるべき姿であることを明確に示す改革であった。

そして、「共生社会の実現」が日本の学校教育の使命として求められていることを、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が行った「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」が一層明瞭に示した。

同報告では、

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

と、「共生社会」を定義している。

こうして、「共生社会の実現」は、日本のみならず世界の全ての国が、国民が人類普遍の目指すべき目標であることが明確になった。

2 共生社会を実現するために、なぜ、「柔軟な心」を育む必要があるのか

「共生社会の実現」は、前期の調査研究で明らかにしたように、人間の在り方・生き方からみて、当然の帰結である。しかし、ここで懸念されることは、「○▽社会の実現」などという、その「社会」が、全員が楽しく豊かに暮らすことのできる、まるでユートピアのような社会という幻想にとらわれてしまうことである。まず、はじめに確認しておくべきことは、「共生社会」は誰にとっても居心地のよい、愉快的社会ではないということである。生まれ育ってきた社会的・文化的背景等が異なる他者と共存し、互いに理解し合うためには双方に多大なエネルギーを消費させる過程を必要とする。さらに、そうした他者と協働してよりよく課題を解決したり、生活したりしようとするれば、更に心に大きな負担をもたらす力仕事が必要となる。それでも、全ての人が幸せになるためには「共生社会」で生きるしか方法がないのが人間なのである。ここでも、「人間とは何か」、「人間としてどうあらねばならないか」という哲学的思索を深めることが重要な意味を持つのである。

(1) 「共生社会の実現」に立ちはだかる障壁

共生社会の実現を阻む最大の原因は、全ての人々の心に巣くう「偏見・差別」意識である。今年度は、日本において「特別支援教育」がスタートし、「障害者の権利に関する条約」

が批准されて14年、上記の中央教育審議会の「報告」が示されて9年を迎える。この間、「共生社会の実現」にどれだけ近づくことができただろうか。

次の示すのは、第73回目「人権週間」（令和3年12月4日～12月10日）の実施に向け、法務省が「啓発活動強調事項」として示した、日本が抱える主な人権課題である。

◆啓発活動強調事項◆

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

こうした人権課題は、その解決のために国や地方自治体が全力をあげて取り組み、各学校は、これを最重要課題として、学校の教育目標のトップに掲げて取り組み続けてきている課題である。しかし、それにも関わらず、解決するどころか、次々と新たな人権課題が生じ、膨らみ続けているのが現実である。こうした深刻な課題を克服するために、日本の教育は何を行わなければならないだろうか。

まず、この報告書をお読みの方々は、皆さん、異口同音に「私はこのような偏見・差別の意識はもっていない。偏見・差別はしたことがない」と答えられるであろう。

そこで、1冊の本を紹介したい。キム・ジヘ著『差別はたいてい悪意のない人がする～見えない排除に気づくための10章』（尹怡景訳 大月書店 2021年8月23日刊）である。著者は韓国・江陵原州大学校多文化学科教授で、様々な差別問題の研究者である。著者は自分自身の体験も含め、様々な事象の当事者へのインタビュー等を基に、調査分析した結果、題名にもある「差別はたいてい悪意のない人がする」という結論に達したと述べている。「悪意」がないために、自分の言っていること、していることが偏見・差別に当たることすら気づいていない。指摘されても、悪びれることなく「自分（たち）は正しい」と言い切れる強ささえ備えている。世界中で問題になっている人権問題の根幹には、こうした大多数の「悪意の

ない」偏見・差別があることを、様々な場面を取り上げ、実証している。何の疑いもなく日常的に使っている言葉の裏に潜む偏見・差別の根強さに気づかされるとともに、著者も認めているように、私自身が偏見・差別にまみれていることを嫌というほど思い知らされ、読後には激しい自己嫌悪に襲われた。日本が抱える人権課題を克服するためには、キム・ジヘ氏が説いているように、私たち学校教育に携わる者全員が多かれ少なかれ拭い去れない偏見・差別の意識に囚(とら)われていることを自覚し、自分の考え方・言動と正面から向き合いながら、偏見・差別に気づいていない子ども・保護者等に向き合わなければならない。心の中に潜む偏見・差別の存在を素直に認める柔軟さを育むとともに、他者も同じく偏見・差別を抱えている存在であることを認める寛容な心を育むことが強く求められる。

(2) 共生社会を実現するための方向性－「多様性の尊重」

共生社会の実現を阻む障壁を壊すための方向性として、本調査研究委員会は、前に紹介した「調査研究資料」において「多様性の尊重」を提言した。

本調査研究委員会は、この提言を受け、「多様性の尊重」を実現するための具体的な方策について研究を進めてきた。前述したように、日本が多くの人権課題を抱えている現状を踏まえれば、「多様性の尊重」を実現することは決して簡単な課題でないことは明白である。しかし、人類の普遍的価値である「共生社会」を実現することは、一切の言い訳や言い逃れを許すことはない。

(3) 共生社会を実現するための「柔軟な心」の育成

全ての人々が、「多様性」を認め、寛容な心で理解するためには、まず、自分自身の中にあり、しかも見えない「偏見・差別」の意識を抱えていることを自覚しつつ、あらゆる者に対して、その多様性を尊重することこそが普遍的な価値であることを理解する必要がある。

そのためには、まず、自分自身が偏見・差別の意識にとらわれている存在であることを自覚すること（＝自己理解）、自分と同じ存在として他者を尊重すること（＝他者の尊重）、そして、共生社会の創り手としての自覚を深め、自分の活躍する場を自ら求め、行動する力を高めること（＝「哲学的思索」を深める）が重要であると考えられる。

① 自己理解の深化

他者の多様性を尊重する心を育てるためには、まず、自分自身を信じるのが前提となる。そのためには、等身大の自分を理解し、「自尊感情」「自己有用感」「自己肯定感」、社会の一員としての自覚をもち、社会の持続的発展を願い、それに主体的に参加・参画する意欲を育むことが必要である。と同時に、コミュニケーション能力＋協働性の力を発揮し、他者と協働して、よりよく課題を解決する能力を高める必要がある。この過程を様々な場面で経験し、この能力をより確かなものに高める過程で自尊感情は更に高まり、「自己有用感」「自己肯定感」は確かなものとなっていく。

② 他者理解の深化＝多様性の尊重

この世に存在するものは全て、価値ある存在として、自分との違い＝多様性を尊重することが前提となる。そのためには、物事を柔軟に受け止める心、自分との違いを受け止める「寛容な心」、他者の存在価値を理解する「豊かな感性」、他者の考えに「共感する力」、他者の心を想像できる「豊かな想像力」、「鋭い人権感覚」などを育む必要がある。

ここで、一つ理解しておかなければならないことがある。それは、我々の抱く「寛容」には「(嫌なことを) 耐える」という深層心理が伴っていることである。日本語の「寛容」に該当する英語の「tolerance」、ドイツ語の「Toleranz」には、「(嫌なことを) 我慢する、耐える」という意味が含まれている。この心情は、我々日本人も共有していることに気付く。寛容な心で相手の多様性を尊重する姿勢を取っていても、他者がそのことを理解せず、つまり、私が一定の我慢、自己犠牲を払って「許している」ことを理解しない態度を取ると、ムツとして、相手をなじりたい衝動に襲われることがある。つまり、「多様性を受け入れてあげる代わりに、あなたもおとなしくしている」という心情が心底に潜む危険性があるのである。これは、日頃、人一倍寛容な言動を取っている人であっても完全に止揚することは至難の技である。このことを人間のもつ弱さの一つとして捉え、そうした心情も含めて自他を理解し、互いに尊重し合い、互いに認め合う柔軟な心、寛容な心を育てることが求められるのである。

③ 「哲学的思考力」の育成の必要性

寛容な心の裏に潜む負の心情をコントロールする自己指導能力を高める為には、等身大の自分を的確に把握し、理解する「哲学的思考力」を鍛えることが重要であると考えられる。

「はじめに」で紹介したように、新型コロナウイルス感染症によって期せずしてたらされた「哲学的思索」の時間を通して、発達段階として、特に中学校後期から高等学校時代において、十分な「哲学的思索」を経験することの重要性を確認することができた。共生社会の形成者としての自覚を高め、共生社会の担い手として、自分のもつ能力を最大限に発揮して貢献しようとする態度を育てるためには、自分自身の心に潜む負の心情をも的確に捉え、それを冷静にコントロールすることを可能とする「哲学的思索」の時間を保障することが重要な意味を持つと考える。

「はじめに」で紹介した、フランスの高等学校の哲学の時間の教科書では、「思考の自立」を授業の目標とし、人類は、その歴史の過程で、人間存在に対して、どのような問いを発し、どのような答えを導き出してきたかを学ぶことにより、自分自身との対話、つまり、「私は何者か」「私はなぜここに存在するのか」「人間とはいかなる存在なのか」など、人間としての在り方・生き方に深く関わる問いを通して、人間として成長することをねらいとして、古今東西の偉人の思索の過程を体験させている。日本では類を見ない授業であり、教科書の内容である。教科書は、人生を豊かにする「リベラル・アーツ」として、卒業後も人生の進むべき道を自らの思考で見つけ出すための「羅針盤」である。日本の学校においても、生徒達に、このような授業、教科書との出会いを体験させたいと考える。